

上田地域定住自立圏構想

上田地域定住自立圏形成協定調印

平成 24 年 10 月 9 日（火）、上田地域定住自立圏形成に関する協定書の調印式が上田市役所で行われました。



熊川村長と母袋市長

定住自立圏形成協定内容

上田地域定住自立圏形成に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と嬭恋村（以下「乙」という。）は、上田地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づき中心市宣言を行った甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、定住自立圏を形成し、相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し充実させ、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、連携、協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項に規定する取組の推進のため、必要な費用が生じるときは、甲及び乙は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

（協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年10月 9日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長

上田市長 伊藤 剛一



群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地

乙 嬭恋村

上記代表者 嬭恋村長

嬭恋村長 熊川 栄



別表（第2条関係）

視点	分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	教育・文化	圏域の特性を生かした生涯学習の促進に向けた取組	公共施設の利用促進を図るため、サービスの拡充及び相互活用を進める。	・乙の住民の甲が設置する公共施設における利便性の向上及び利用促進に向けた取組の推進	・甲と連携した施設の利用及び利用促進に向けた取組の推進
	環境	豊かな森林環境の保全・整備、有害鳥獣対策に向けた取組	年々深刻化している野生鳥獣による農林業被害の軽減に向けて、圏域内市町村が連携した対策事業を実施する。	・乙と連携した、効果的かつ効果的な鳥獣被害軽減策の検討・実施 ・国・県への鳥獣被害防止対策事業に対する財政支援の要望 ・猟友会や行政機関等との連絡調整	・甲と連携した、効果的かつ効果的な鳥獣被害軽減策の検討・実施 ・国・県への鳥獣被害防止対策事業に対する財政支援の要望 ・猟友会や行政機関等との連絡調整
	産業振興	圏域の知名度アップに向けた取組	広域的なモデルコースの作成など、誘客につながる広域観光の推進を図る。 アンテナショップの共同設置について検討を行う。	・乙との連携による、圏域の交流人口増加に向けた周遊観光の基盤整備及び情報発信 ・アンテナショップの設置検討に係る会議の開催、検討内容の整理及び乙との連絡調整	・甲との連携による、圏域の交流人口増加に向けた周遊観光の基盤整備及び情報発信 ・甲が開催するアンテナショップの設置検討に係る会議への出席、情報収集及び連絡調整
結びつきやネットワークの強化	地域交通	圏域内の幹線道路網等の整備促進に向けた取組	「上田地域30分(サマル)交通圏構想」を中心とした渋滞緩和及び圏域内外との交流のための道路網整備を進める。	・乙と連携し、期成同盟会を活用した関係機関への要望活動の実施等、整備促進に向けた事業展開 ・上田地域の骨格となる環状道路及び幹線道路並びにこれらを補完する甲の区域内の道路整備	・甲と連携し、期成同盟会を活用した関係機関への要望活動の実施等、整備促進に向けた事業展開 ・上田地域の環状道路及び幹線道路へ接続する乙の区域内の道路整備
	定住促進	圏域内への定住促進に向けた取組	圏域内への人口定住を促進するため、都市部での各種PRの実施や、UJターン希望者に対して、情報提供を行う。	・定住促進に係る情報を集約した圏域のホームページ及び各種情報提供媒体の作成並びに甲の定住促進に関する情報を掲載したホームページの整備 ・その他定住促進に関する乙との連絡調整	・甲が整備する定住促進に係るホームページに繋がる乙のホームページの整備並びに各種情報提供媒体の活用 ・その他定住促進に関する甲との連絡調整

圏域マネジメント能力の強化	人材育成・交流	職員のマネジメント能力の強化に向けた取組	市町村の実情や業務ノウハウ等の情報交換・人的交流を行い、職員の資質向上並びに圏域全体の行政力の向上を図る。	・乙の意向を踏まえた、合同職員研修会の企画立案及び実施 ・甲の職員相互派遣に係る該当部所の洗い出し及び乙の意向を踏まえた相互派遣の調整・検討	・甲が開催する合同職員研修会の企画立案及び運営に対する補佐並びに職員の参加 ・乙の職員相互派遣に係る該当部所の洗い出し及び甲の調整に基づく相互派遣の検討
---------------	---------	----------------------	---	---	---

定住自立圏構想の概要

定住自立圏構想とは、今後、我が国の人口が急速に減少することが予想される中、中心市(注 1)とその周辺市町村(注 2)が人口定住のために「集約とネットワーク」の考え方に立ち、中心市において生活に必要な都市機能を整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、中心市と周辺市町村が互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図っていく、国の政策です。

注 1 中心市:人口 5 万人以上、昼夜間人口比率(昼間人口を夜間人口で除して得た数値)が 1 以上の市

注 2 周辺市町村:中心市と近接し、経済、社会、文化または住民生活などにおいて密接な関係を有する市町村(中心市に対する通勤・通学者の割合が 0.1 以上の市町村、及び中心地と人口定住のために連携する意思を有する市町村等)

関連情報

[総務省「定住自立圏構想」ホームページ](#)



定住自立圏の形成手順

定住自立圏を形成し、各種取り組みを進めるためには、次の3つの手続きを経る必要があります。

1. 中心市宣言

中心市宣言は、周辺にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにし、公表するものです。上田市は、平成23年2月3日に中心市宣言を行いました。

2. 定住自立圏形成協定の締結

中心市宣言を行った中心市と、その周辺にある市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、議会の議決を得て1対1で締結する協定です。

協定の締結に当たっては、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域のマネジメント能力の強化」の3つの分野から、それぞれ1以上の取り組みを行なう必要があります。

嬭恋村は上田市の中心地宣言に伴い、嬭恋村議会の議決を経て、平成24年10月9日に上田市と定住自立圏形成協定を結びました。なお上田市は、平成23年7月23日に5市町村(東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町)との間で既に定住自立圏形成協定を締結しています。

3. 定住自立圏共生ビジョンの策定

上田市では、平成23年12月8日に上田地域定住自立圏共生ビジョンを策定しました。

今後嬭恋村が加わったため協定書に記載されている取組項目に基づき、民間や地域の関係者を構成員とした「圏域共生ビジョン懇談会」で計画変更の検討を行い、上田市が中心になって共生ビジョンを策定します。

上田地域定住自立圏の形成

上田市は、JR 長野新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道上田菅平インターチェンジを有するなど交通の要衝にあり、大規模商業施設や中心市街地の形成、各種事業所の集積、史跡上田城跡をはじめとする歴史遺産の存在など、圏域の中心都市として、政治・経済・文化の中心的な役割を担っています。

また、東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町においても農業・商工業等の産業はもとより貴重な歴史・文化資産、掛け替えのない自然環境など優れた地域資源を有しており、圏域の住民はこれまでも相互に往来することでその恩恵を享受し、広域的な結びつきを強めています。

こうしたことから、地域の将来を見据えた場合、上田市及び周辺市町村が持つ様々な資源を有効に活用するとともに、それぞれが役割を果たしながら圏域全体の発展を図っていくことが重要であると考えています。

上田市は、地域の母都市としての気構えと中心市としての自覚を持ち、周辺市町村との連携を更に深め、圏域全体を視野に入れながら必要な生活機能を確保し、将来にわたり安心して暮らし続けられる、魅力溢れる上田地域定住自立圏の形成を目指すことといたしました。

上田市への通勤通学割合が 0.1 以上である市町村

東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町は、上田市への通勤通学割合が 0.1 以上である市町村です。

市町村名	人口	就業・就学者数	常住就業就学者数	通勤・通学割合
上田市	163,651 人	—	—	—
東御市	31,271 人	4,804 人	17,952 人	0.268
青木村	4,774 人	1,187 人	2,538 人	0.468
長和町	7,304 人	1,179 人	3,956 人	0.298
坂城町	16,463 人	1,816 人	9,360 人	0.194
立科町	8,237 人	607 人	5,141 人	0.118
合計	231,700 人	—	—	—
孺恋村	10,858 人			

(平成 17 年国勢調査)

孺恋村は、中心地である上田市の周辺市町村として、人口定住のために連携する意思を有する村として参加します。

推進体制

上田地域定住自立圏の形成に向け、上田市と周辺市町村が役割分担と相互の連携・協力の下に行う取組等について協議するため、上田地域定住自立圏連絡協議会を設置しています。連絡協議会の体制は以下のとおりです。

○上田地域定住自立圏連絡協議会

【構成】・上田市長及び周辺市町村長

【任務】・定住自立圏の形成に関する協議及び調査に関すること

- ・定住自立圏推進要綱に基づく定住自立圏形成協定に関すること
- ・定住自立圏推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョンに関すること
- ・上記に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

○上田地域定住自立圏連絡幹事会

【構成】・上田市政策企画局長及び政策企画課長、周辺市町村の企画担当課長

【任務】・協議会への提案事項その他の協議及び調整

○上田地域定住自立圏検討部会

【構成】・取組事項に関係する市町村の職員

【任務】・取組事項に関係する調査・研究

孺恋村の取組経過・予定

時期	概要
平成 22 年 12 月	上田市長から村長に定住自立圏形成に向けた検討を呼びかけ 取組事項に関する調査・研究
平成 23 年 2 月 3 日	上田市中心市宣言
7 月 27 日	定住自立圏形成協定締結(東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町)
8～11 月	上田地域定住自立圏共生ビジョン懇談会による共生ビジョン(案)の検討
12 月	上田地域定住自立圏共生ビジョン策定(12 月 8 日)
平成 24 年 4 月	孺恋村の具体的な取組内容の検討・調整
9 月 10 日	上田市との定住自立圏形成協定の締結
10 月 9 日	定住自立圏形成協定締結
11 月～	上田地域定住自立圏共生ビジョン検討、策定 (予定)

※中心市宣言

平成 23 年 2 月 3 日に記者会見を開催し、上田市長が上田地域定住自立圏の形成に向けた最初のステップとなる「中心市宣言」を行いました。

また、中心市宣言時には、周辺市町村から、東御市長、青木村長、長和町長、坂城町長、立科町長にも御同席いただきました。

[中心市宣言書 \(PDF 114KB\)](#)

※上田地域定住自立圏形成協定

平成 23 年 7 月 27 日、上田市長、東御市長、青木村長、長和町長、坂城町長、立科町長が出席し、上田地域定住自立圏形成協定合同調印式を開催し、上田市と各周辺市町村との間で定住自立圏形成協定を締結しました。

※上田地域定住自立圏共生ビジョン

上田市では、平成 23 年 7 月 27 日の定住自立圏形成協定の締結後、「上田地域定住自立圏共生ビジョン懇談会」での検討を経て、構成市町村との協議を行い、平成 23 年 1 月 28 日、上田地域定住自立圏共生ビジョンを策定しました。

- [上田地域定住自立圏共生ビジョン \(PDF 341.2KB\)](#)

※平成24年10月9日に上田地域定住自立圏に参加する市町村長が集まりました。



左から羽田長和町長、花岡東御市長、小宮山立科町長、母袋上田市長、熊川孺恋村長、宮原青木村長、山村坂城町長